

塩谷町告示第 186 号

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めるので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により公告し、当該地域計画変更の案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域計画変更の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに塩谷町に意見書を提出することができる。

令和 7 年 1 月 29 日

塩谷町長 見形 和久

1 地域計画の案を作成した地域

町内 1 地区

大宮地区 5 (肘内)

2 縦覧期間

自 令和 7 年 1 月 29 日

至 令和 7 年 1 月 22 日

3 縦覧場所

塩谷町役場産業振興課 塩谷郡塩谷町大字玉生 955 番地 3

4 意見書の提出方法等

- (1) 意見書を提出できる者は、当該地域計画の利害関係人とする。
- (2) 意見書の提出期限は、令和 7 年 1 月 22 日とする。
- (3) 意見書（様式自由）により塩谷町産業振興課へ直接持参、郵送等にて提出する。
- (4) 意見書には、住所、氏名及び意見内容を明記する。なお、受付時間は、執務時間内とする。
- (5) 意見書が提出された場合は、意見書の要旨をとりまとめ処理結果を公告することとする。